

静岡県証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第49号

静岡県証紙規則の一部を改正する規則

静岡県証紙規則（昭和44年静岡県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1 (略)</p> <p>(1) 静岡県衛生関係使用料手数料条例（昭和31年静岡県条例第6号）に基づく使用料及び手数料（保健所の利用に係る第2条第1項第3号に係る使用料並びに精神保健福祉センターで行う試験検査及び同センターの施設の利用に係る使用料及び手数料を除く。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例</u>（平成24年静岡県条例第43号）に基づく使用料</p>	<p>別表第1 (略)</p> <p>(1) 静岡県衛生関係使用料手数料条例（昭和31年静岡県条例第6号）に基づく使用料及び手数料（保健所の利用に係る<u>同条例</u>第2条第1項第3号に係る使用料並びに精神保健福祉センターで行う試験検査及び同センターの施設の利用に係る使用料及び手数料を除く。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設の設置、管理及び使用料に関する条例</u>（平成24年静岡県条例第43号）に基づく使用料（<u>研究開発室の使用に係るものを除く。</u>）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。